

平成28年度

大分労働局雇用施策実施方針

～「全員参加の社会」の実現に向けた人材力の強化をめざして～

平成28年4月

大分労働局

平成28年度 大分労働局雇用施策実施方針 目次

第1 はじめに

第2 平成28年度の主な雇用施策

- 1 若者の雇用対策の推進
- 2 子育て女性の雇用対策の推進
- 3 生涯現役社会の実現に向けた取組
- 4 障害者の雇用対策の推進
- 5 大分県と大分労働局との連携体制の確保
 - (1) 人手不足分野における人材確保対策
 - (2) 良質な雇用機会の確保・創出と人材の確保・育成
 - (3) 重層的なセーフティネットの構築
 - (4) 公共職業訓練の活用
 - (5) 成長分野などでの雇用創出、人材育成の推進
 - (6) 県内企業における人材確保支援
 - (7) 大量離職者の発生に対する再就職支援
 - (8) 公正な採用選考の実施

第1. はじめに

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、大分労働局長が、毎年度、雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を大分県知事の意見や要請を踏まえ定めるものである。

このため、大分県の実情に応じた施策を盛り込んだ雇用施策実施方針を策定することにより、当該施策と大分県の講ずる雇用に関する施策とが密接な連携下に円滑かつ効果的に実施されるように努める。さらに、地域の雇用失業情勢の改善に取り組み、これまで以上に緊密な連携・協力を図っていくこととする。

第2. 平成28年度の主な雇用施策

1 若者の雇用対策の推進

本県においては、新規学卒予定者の就職内定率は九州各県に比べ高い水準を維持しているものの、就職後3年以内の早期離職率については、高卒者は上昇傾向にあり、大卒者は高い水準で推移している。また、高い若年失業率やフリーター等不安定な働き方をする若者の増加等、若者をめぐる雇用環境は依然として厳しい状況にあり、若者の雇用対策の推進が求められている。

(1) 新規学卒者の就職促進

ア 「採用枠の確保、求人票の早期提出」の要請

大分県知事との連名により、経済団体等に対し新規学卒者の採用枠の確保、求人票の早期提出の要請を行い、企業に対し新規学卒者採用の機運の醸成を図る。

イ 就職面接会等の実施

未内定者等に対する就職支援策として、大分県をはじめ、関係機関と連携の下、高卒予定者及び大卒予定者等を対象にした面接会等を以下により開催する。

大分労働局が実施する施策

- 新規学卒者等の採用意向のある事業所に対し、求人票の早期提出依頼及び面接会の参加勧奨を行う。
- 学卒ジョブサポーターの学校訪問等の機会を捉えて未内定者の把握を行い、当該生徒等に対し面接会の参加勧奨を行う。
- 県外の大学等に進学している学生に対しては、開催情報を大卒等就職情報WEB提供サービスにより幅広く周知する。

大分県が実施する施策

- 就職面接会の運営協力、県立学校における生徒・学生等への周知、参加誘導

等

- ・「おおいた産業人財センター」等における県内企業への広報・周知、参加勧奨
- ・高校生を対象にした合同企業説明会の開催

(2) 生徒・学生に対する職業意識形成の促進

在学中の早い段階から生徒・学生の職業意識を醸成し、就職意欲の向上を図ることを目的に、以下の施策を行う。

大分労働局が実施する施策

- ・ キャリア探索プログラム、高校生職業意識形成強化事業による職業講話や内定者向け講習会等の実施
- ・ 「インターンシップ受入可能企業リスト」の提供

大分県が実施する施策

- ・ 高校や大学等における職業人講話や若手社員との交流会等の実施
(ジョブカフェ事業)
- ・ 県立高校におけるキャリア教育の推進のための事業実施
- ・ 私立高校における就職支援体制強化への支援
- ・ 高校、大学・短大、専修学校におけるワークルール出前講座の実施

(3) 若年者に対する就職支援・職場定着支援

ア ハローワークにおける支援

長期フリーターや離転職を繰り返すなどの支援対象者を的確に把握し、就職活動に関する個別相談・模擬面接の実施、継続的な求人情報の提供、各種セミナーを実施する。

また、若者雇用促進法において、若者の適職選択に資するよう、職場情報提供の仕組み、一定の労働関係法令違反があった事業所の新卒求人への不受理、若者の雇用管理が優良な中小企業に対する認定制度等の規定が設けられたところであり、これらの着実な施行に取り組む。

イ ジョブカフェ事業の推進

若年者の安定雇用を促進するため、大分労働局や市における事業協力の下、県が設置するジョブカフェおおいたにおいて、以下の施策を行う。

大分労働局が実施する施策

- ・ 若年者地域連携事業の実施
 - ① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発
 - ② 若年者に対する企業説明会の実施
 - ③ 若年者による集団的就職活動の支援
 - ④ フリーターに対する就職支援
 - ⑤ 高校、大学等内定者に対する講習会の実施
 - ⑥ 若年労働者の職場定着促進に関する支援

⑦ 労働法制の普及に関する取組の実施

- ・ ジョブカフェおおいたへの運営協力（広報、技術的助言等）
- ・ 「おおいた新卒応援プラン」の取りまとめ（大分新卒者等就職・採用応援本部）

大分県が実施する施策

- ・ ジョブカフェおおいたの運営、関係機関との調整
- ・ 別府市、中津市、日田市、佐伯市との協働によるサテライトの運営
- ・ 高校、大学・短大におけるキャリア教育支援
- ・ ハローワーク求人情報を活用した就業支援の実施等
- ・ ジョブカフェの利用促進に向けた広報・啓発
- ・ 大学等進学者に対する県内就職情報等の提供
- ・ インターンシップ助成金等による県内就職支援

ウ 地域若者サポートステーションとの連携

大分労働局が実施する施策

- ・ ハローワーク利用者のうち、一般就労に向けての就労意欲及び就労スキル（生活習慣なども含む）が十分でなく、ハローワークの就職支援を受けても就職することが困難であると考えられる者については、サポートステーションにおける支援等の説明を行い、サポートステーションに誘導する。

大分県が実施する施策

- ・ 各若者支援機関、民間支援団体等のネットワークを構築し連携する。
- ・ 若者を主な支援対象とした県の事業等と連携する。
- ・ サポートステーションの利用促進に向けた広報や啓発を行う。

2 子育て女性の雇用対策の推進

大分労働局が実施する施策

- ・ ハローワーク大分、別府及び中津に設置しているマザーズコーナーにおいて、子供連れでの相談がしやすい環境を提供しつつ、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランの策定、担当者制による一貫したきめ細かな就職支援等を実施する。
- ・ 児童扶養手当受給者を対象に、大分県及び地方公共団体の福祉行政との連携を強化し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を展開する。
- ・ マザーズコーナー利用者サービスの向上を図る観点から、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の運営する無料の託児サービスの積極的な周知に努める。
- ・ 保育サービスの充実に必要な保育士の確保を図るため、「保育士マッチング強化プロジェクト」として、ハローワークにおける求人充足サービスの強化、大分県が委託して設置している大分県保育士・保育所支援センターとの連携

による保育士に対する再就職支援の強化を図る。

大分県が実施する施策

- 大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）において、就職活動中の無料託児を実施する。あわせて、ハローワークにマザーズコーナーが併設されている別府及び中津で就職活動中の無料託児を実施する。
- 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等を対象とした就職相談やあっせん、自立支援プログラムの策定などを実施する。
- 母子家庭の母等を対象とした職業訓練・就職支援を実施する。
- 大分県保育連合会に委託して「保育士・保育所支援センター」を設置し、求人・求職者のニーズ調整・マッチング、再就職支援研修等を実施し、保育所における保育士確保を支援する。
- 職業訓練期間中の保育料の支援や委託職業訓練に保育サービスを付加することにより、職業訓練を受講しやすい環境を整備する。
- 出産、育児等で離職した女性に仕事復帰のための事前研修を行い、職場体験を実施することで、スムーズに再就職できるよう支援する。

3 生涯現役社会の実現に向けた取組

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取組が必要である。

(1) 中高年齢者の再就職支援の充実

ア 大分県中高年齢者就業支援センターの運営

雇用環境が厳しい中高年齢者に対して、県が実施する中高年齢者就業支援施策とハローワークにおける職業相談・職業紹介等の国が行う雇用対策を大分県中高年齢者就業支援センターにおいて一体的に実施する。

大分労働局が実施する施策

- 大分県中高年齢者就業支援センターにおいて職業相談・職業紹介を実施する。
- 就職支援セミナーを実施する。

大分県が実施する施策

- 大分県中高年齢者就業支援センターにおいてキャリア・コンサルティングを実施する。
- 起業、就農関係に係る県の相談窓口への案内を実施する。

イ 大分県中高年齢者就職支援センターの数値目標

平成 28 年度においては、センター利用者の増加を図る観点から幅広く周知、広報を行い、当該センターの初来所者数 1,277 人以上を目標とする。

また、就職件数 560 件以上を目標とする。

(2) 高齢者が企業で活躍し続けることの企業・労働者に対する周知・啓発

大分労働局が実施する施策

- ・ 「希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業」の更なる推進のため、ハローワークによる企業に対する雇用管理指導援助業務を実施する。
- ・ 「65 歳を過ぎても働ける企業」の更なる推進のため、ハローワークによる企業に対する雇用管理指導援助業務を実施する。
- ・ 高齢労働者自身の意識を啓発するための生涯現役社会実現に向けたセミナー、相談援助事業、高齢者のニーズ調査を行う。
- ・ ハローワーク大分内に「生涯現役支援窓口」を設置し、就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や特に就職が困難な高齢求職者に対するチーム支援を実施する等、大分県とも連携し再就職支援を行う。
- ・ 地域のニーズに応じた技能講習等の機会を提供するシニアワークプログラム事業及び高齢者活躍人材育成事業を県下全域で実施することにより、再就職を促進する。

大分県が実施する施策

- ・ 大分県中高年齢者就業支援センター内に設置する「シニア雇用推進オフィス」において、高齢者雇用の普及・啓発と高齢者向け求人の拡大を目的とした、70 歳現役社会づくりの周知・広報や 70 歳以上まで働ける企業の開拓・取組情報の収集等を実施する。

(3) 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

大分労働局が実施する施策

- ・ 「地域就業機会創出・拡大事業」の採択された県下シルバー人材センターに対し、必要な助言及び進捗管理指導を行い、会員及び地域における就業機会の拡大を図る。

大分県が実施する施策

- ・ 高齢者の多様なニーズに応えるため、大分県シルバー人材センター連合会と協力し、各シルバー人材センターが実施する生活支援サービス等地域ニーズを踏まえた事業の充実を支援する。また、人材不足企業に対してシルバー人材センター事業の紹介を行い、派遣事業の拡大による会員及び就業機会の拡大を図る。

4 障害者の雇用対策の推進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」における法定雇用率未達成企業に対して厳正な指導を行うとともに、大分県が行う「障がい者雇用総合推進事業」等に協力するなど、事業主や障害者に対して以下の事業を積極的に行う。

(1) 法定雇用率未達成企業に対する厳正な指導

大分労働局が実施する施策

- ・ 達成指導を進める中で、達成に向けての阻害要因を把握し、対象企業への助言・指導を実施する。

(2) 障害特性に応じた雇用支援や事業主への雇用指導

大分労働局が実施する施策

- ・ ハローワークの障害者専門窓口において、地域の就労支援機関と連携し、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施する。
- ・ 障害者就業・生活支援センターに就業支援事業を委託し、障害者等の就業・生活両面における支援を大分県と連携して実施する。
- ・ 福祉施設、特別支援学校、医療機関等と連携して、職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施する。

大分県が実施する施策

- ・ 県立職業能力開発校において、障害者訓練を実施することにより、地域の就労支援機関が一体となった支援を労働局と連携して行う。
- ・ 障害者就業・生活支援センターに生活支援事業を委託するとともに、障がい者雇用アドバイザーを配置し、障害者の就業・生活両面における支援を労働局と連携して実施する。
- ・ 福祉施設、特別支援学校及び医療機関と連携して、企業における雇入れ体験（職場実習）等を実施する。
- ・ 特別支援学校に就労支援アドバイザーを配置して、企業の開拓や雇用情報の収集を促進するとともに、学校間や関係諸機関の連携を深める。
- ・ 特別支援学校において、外部講師による技術指導、技能検定の実施をとおして、生徒の就労意欲や各種技能の向上を図るとともに、技能発表会の開催により生徒の能力を企業等へPRする。

(3) 障害者就職面接会の開催

大分県等と共同開催し、障害者の就労に係る啓発、障害者雇用の拡大を図る。特に精神障害者の雇用に対する理解の促進を図るため、事業所訪問やセミナー等に大分県と連携して取り組む。

5 大分県と大分労働局との連携体制の確保

国と地方（大分県）が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指す取組が必要である。

(1) 人手不足分野における人材確保対策

ア 介護分野における人材確保対策

大分労働局が実施する施策

- ・ ハローワーク大分に設置している「福祉人材コーナー」を中心にすべてのハローワークにおいて介護職種への就職を希望する求職者に対してきめ細かな職業相談、職業紹介等の就職支援、職業訓練の受講あっせん等を実施する。また、潜在労働力（有資格者）の掘り起こし、未紹介・未充足求人へのフォローアップ、求人者に対する助言、指導に取り組む。
- ・ 介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等には、助成制度や介護労働安定センターが行う雇用管理改善のための相談援助、情報提供等の活用について積極的な周知を行う。
- ・ 大分県、大分県福祉人材センター等の福祉関係機関・団体、福祉系専門学校等により構成する「福祉人材確保推進協議会」の開催により情報共有化や関係強化を図るとともに、就職面接会等の共催など連携した取組を推進する。
- ・ 「雇用管理改善促進事業」を実施し、介護分野における「魅力ある職場づくり」の必要性を普及啓発するセミナーの開催や個別企業訪問による助言指導、好事例の発信等を行う。

大分県が実施する施策

- ・ 福祉人材無料職業紹介事業を行っている大分県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、県内各地で出張相談や就職フェアを実施する。
- ・ 福祉・介護の仕事に関心のある者に対して、福祉・介護の職場を体験する機会を提供するとともに、高校生等を対象に福祉・介護の仕事への理解を促進する出前講座を実施する。

イ 建設分野における人材確保対策

大分労働局が実施する施策

- ・ ハローワークにおいて、建設関連職種への就職を希望する求職者に対してきめ細かな職業相談、職業紹介等の就職支援を行うとともに、潜在労働力（有資格者）の掘り起こしとマッチングの実施など積極的な支援を行う。
- ・ 建設労働者の雇用の改善、技能の向上を図る事業主等に対して、建設労働者確保育成助成金等の活用を促進する。
- ・ 建設労働者の入職や定着を促進するため、建設業団体、県土木建築部、県教育庁、国土交通省等を構成員とした「大分県建設雇用改善推進対策会議」を開催し、建設業の現状や課題を的確に把握するとともに、建設労働関係者が一体となって雇用管理改善を推進する。
- ・ 「雇用管理改善促進事業」を実施し、建設分野における「魅力ある職場づくり」の必要性を普及啓発するセミナーの開催や個別企業訪問による助言指導、好事例の発信等を行う。

大分県が実施する施策

- ・ 県内の建設業者が若年労働者を雇用し、研修等を実施する場合に、その経費

を支援する「建設産業人材確保育成事業」（地域人づくり事業）を実施し、人材確保及び育成を図る。

- 建設産業の人材確保対策の一環として、高校生を対象にした合同企業説明会を開催し、就職を希望する高校生に対して企業が直接建設産業の魅力を PR する場を提供する。
- 建設業のイメージアップに向けた取組として、小中学生を対象に土木・建築の仕事を紹介する体験学習（土木未来[ときめき]教室など）を県内各地で開催する。

（2）良質な雇用機会の確保・創出と人材の確保・育成

大分県が産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクト（以下「戦略産業雇用創造プロジェクト」という。）を推進する。

大分労働局が実施する施策

- 実施主体である「大分県戦略産業雇用創造協議会」に参画するとともに、雇用創出目標達成に向けて必要な連携を図る。

大分県が実施する施策

- 「大分県戦略産業雇用創造協議会」を設置し、事業主向け雇用拡大支援メニューや求職者向け人材育成メニューを実施することにより雇用創出を図る。
 - ① 事業主向け雇用拡大メニュー
 - ② 求職者向け人材育成メニュー
 - ③ 地域雇用開発奨励金上乘せ助成(①～③による平成 28～30 年度までの雇用創出目標：196 人)

（3）重層的なセーフティネットの構築

ア 第2のセーフティネット施策等を活用した就労等支援の推進

住居・生活に困窮する求職者に対して、平成 27 年 4 月 1 日施行の生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関により包括的な相談支援を実施するとともに、求職者支援制度、生活困窮者住居確保給付金、総合支援資金貸付、臨時特例つなぎ資金貸付事業等の各種支援施策（第2のセーフティネット）の活用を図る。

大分労働局が実施する施策

- 各種支援施策を円滑に運用するため、支援対象者を地方公共団体、社会福祉協議会等の支援実施窓口へ的確に誘導する。
- 生活保護受給者を含む生活困窮者について早期就労支援を実施するため求職者支援訓練への誘導を図る。

大分県（市町村）が実施する施策

- 県内全域において、生活困窮者への支援を効果的に行うため、関係機関・団体で構成するネットワーク会議を開催するとともに、相談員の養成等を行う。
- 各市（実施主体：市）及び町村（実施主体：県）において、生活困窮者に対す

る総合的な相談支援を行うとともに、地域の実情に合わせ、就労準備支援事業や家計相談支援事業等の任意事業を実施する。

イ 「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実施

大分労働局が実施する施策

- 生活保護受給者を含む生活困窮者を対象に、地方公共団体の福祉行政との連携を強化し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を展開する。
- 地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は巡回相談の実施などハローワークと地方公共団体とのワンストップ型の支援体制を整備し、より強固な連携体制を確保するとともに生活保護受給者とそのボーダー層の就労・自立の促進を効果的・計画的に実施する。

大分県（市町村）が実施する施策

- 支援対象者を選定の上、ハローワークに対し支援要請を行うとともに関係機関との連携を図り、生活困窮者の就労による自立を促進する。

(4) 公共職業訓練の活用

大分労働局が実施する施策

- 地域における公的職業訓練の総合的な計画が的確に策定できるよう、大分県地域訓練協議会ワーキングチーム等の機会を利用して大分県と密接な連携を図る。
- 求人・求職状況等を踏まえた求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、大分県に提供する。
- 就職のために能力の向上が必要な者に対し、適切に公共職業訓練を受講あつせんする。
- 訓練受講中は訓練実施機関と連携した就職支援、訓練修了者は担当者制を含めたきめ細かな就職支援を実施する。

大分県が実施する施策

- 地域における公的職業訓練を効果的に実施するために、総合的な職業訓練計画を策定する。
- 大分労働局、ハローワークが提供した職業訓練ニーズアンケート等を反映した訓練コースを設定する。
- ハローワークが職業相談を通じ、適切な職業訓練の受講あつせんを行うため、職業訓練コースの募集案内等をハローワークへ提供する。
- ハローワーク職員の職業訓練に関する理解を深める実地の研修として、施設見学会を実施する。
- 職業訓練修了後における円滑な就職支援につなげるため、ハローワークと連携した就職支援を実施する。

(5) 成長分野などでの雇用創出、人材育成の推進

女性の活躍推進、若者等無業者の就職推進、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍推進等を通じた雇用の拡大を図る。

また、「実践型地域雇用創造事業」等を通じて、地域の自主的な雇用創造の取組を支援する。さらに、福祉人材については、福祉人材コーナー（ハローワーク大分）を中心に関係機関と連携して、就職面接会等を実施し、人材の確保を図る。

大分労働局が実施する施策

- 地域の活性化の取組とこれに即した実践的な人材の育成を行う「実践型地域雇用創造事業」が採択された市町村における地域の実情に応じた雇用創出の取組を支援する。
- ハローワーク大分に設置する「福祉人材コーナー」において、「福祉人材確保推進協議会」を通じて、大分県、大分県福祉人材センター等の福祉関係機関・団体等とネットワークを強化して一層の情報共有化を図るとともに、就職面接会等の共催など連携した取組を実施して、介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援を強化する。

大分県が実施する施策

- 大分県福祉人材センターが大分労働局と共催して「福祉の就職フェア」を実施する。

(6) 県内企業における人材確保支援

大分県中小企業活性化条例の趣旨や、人材の地方移動を支援する立場から、「おおい産業人財センター」など大分県が実施する県内企業の人材確保・定着及びUIJターン就職促進の取組に対し、必要な支援、協力を行う。

また、インターンシップを推進することより、入職の機会を広げ、恒常的な人手不足となっている建設業や農林業への入職促進及び介護人材の確保並びに定着促進を図る。

(7) 大量離職者の発生に対する再就職支援

事業所の撤退や事業規模の縮小等により大量の離職者が発生する状況が生じた場合は、「大量離職者等雇用対策本部」を設置し、地域における雇用の安定、再就職の促進等に必要な支援を行う。

(8) 公正な採用選考の実施

就職の機会均等を保障することは人権問題の中心的課題であるとの認識に立って、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の未設置事業所（30人以上事業所、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業者等）に対する設置勧奨を行うとともに、企業トップクラス及び推進員を対象とした研修会を実施する。

また、大分県関係部局と連携し、全国高等学校統一応募用紙等の適正な応募書類の使用や公正な採用選考について経営者団体や事業主に対して通知を行うほか、各種啓発資料の作成・配付を行うなど、雇用主に対する周知徹底を図る。